

法 令 等 名	大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例
根 拠 条 項	第8条
処 分 の 概 要	酒類提供等営業の停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 (電話06-6943-1234 内線31741)
備 考	